

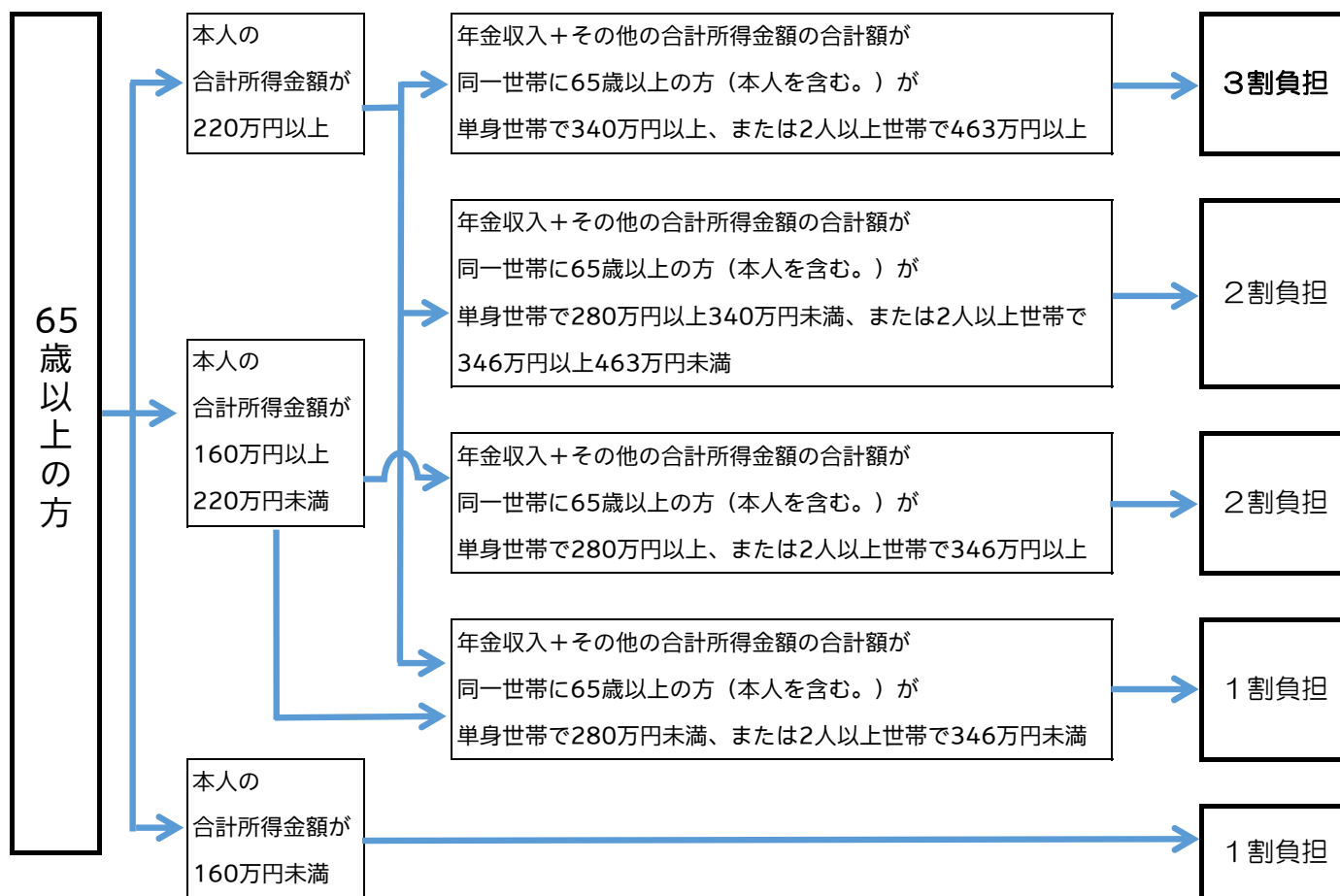
【介護サービス利用時の負担割合について】

※平成30年8月分からの負担割合の計算方法となり、平成30年7月分までの計算方法とは異なりますので、ご注意ください。

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。
この利用者負担割合については、1割、又は65歳以上の方（第1号被保険者）であって、一定以上の所得がある方は2割、現役並みの所得（※）がある方は3割となります。

※ 高齢者医療においては、若年世代と同程度の所得がある方については、窓口負担を3割としています。
介護保険についてもこの所得区分を踏まえて基準を設定しています。

◇ 利用者負担の判定の流れ ◇



※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※4 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村住民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

※5 介護保険料を2年以上滞納すると、利用者負担割合が1割、2割の方は、3割に、3割の方は4割に引き上げられる場合があります。